

韓日における古代都城の高級織物生産と使用 －服飾制度成立期を中心に－

安 宝 蓮

1. 序 論
2. 韓日古代服飾制度の成立と展開
3. 服飾制度にあらわれた織物名称と遺物
4. 高級織物の製織、および拡散
5. 結 論

要 旨 古代東アジア文化圏において、服飾制度は令によって定められるものであり、都城の成立と密接な関係にある。一般的に、服飾は衣服の種類によるシルエット、色彩、材質の組合せによって完成されるため、服飾制度は三種類の要素に対する規定をその内容とする。制度面として考える際に、衣服の種類や色彩に制限をおくことは、非常に明確であり、かつ効果的な方法とみられる。これに比べ、織物はその種類が多様で、位階の等分を煩雑にする可能性が高い。服飾制度のなかで織物に対する項目は過度に省略されたり、あるいは複雑になっていたりする。それほど服飾制度において織物の種類を厳格に区分することは、高次元の諸要素だといえるだろう。韓国と日本の古代都城では、多くの種類の織物遺物が確認される。大部分は麻織物で、服飾はもちろんのこと、生活用品さらに産業用にと全般的に使用された普遍的な織物である。一方、武寧王陵、水村里古墳、王興寺址、陵山里、天馬塚、仏国寺釈迦塔のような遺跡では、錦、綾、羅、紗、および刺繍片（繡）のような高級織物が集中的に確認される。日本の場合でも、正倉院に加え平城京や古墳から類似した織物が出土する。これらは麻織物と対照的に、冠帽、飾履、鈿帯、環頭大刀のような高級服飾威信財や、舍利莊嚴から発見される点は注目に値する。と同時に、これらは文献に登場する服飾制度の織物名称でもある。本研究は、韓国と日本の古代都城遺跡から確認された遺物と文献を検討することで、服飾制度の成立と都城内の高級織物生産、および使用に関する関係性を見出そうとするものであると同時に、古代都城研究の一面を明らかにしようとするものもある。

キーワード 古代織物 服飾制度

1. 序論

古代東アジア文化圏において、服制は令によって定められるものであり、都城の成立と密接な関係にある。衣服令の制定は、ほかの制度と別個に存在するのではなく、政治制度の一部として存在するためである。古代国家において、律令が国家を体系的に運営するための核心的な規範であるということは、文献を通じてすでに知られている事実である。しかし、文献史料もやはり断片的であるため、古墳や都城といった建築史的資料や、土器、瓦、金属製装身具などの考古遺物に対する研究によって裏付けされなければならない。

古墳副葬品と寺院から発見される舍利荘嚴具には、服飾と関連する遺物が散見されるが、その出土品目が概して一致することは注目に値する。このような様相から推測して、それは古代国家が徹底的な都市計画によって都城を整えながら、葬制風俗が変化する過程で発生する現象と考えられる。古墳や寺院遺跡自体は、高い地位を有する者の専有物であるために、出土品には威信財として用いられるような服飾遺物を含むのである。それらは、金属、ガラス、玉製装身具が大部分であるが、埋蔵環境によっては織物が出土することもある。そのため、古墳や寺院から出土する装身具や出土織物は、古代都城の服飾制度を研究するための具体的な研究資料となるのである。

一般的に服飾は、個人的な嗜好によって選択される場合が多い。しかし、服飾が制度化された際には法にもとづくことになるため、強制力をもつ。服飾着用を法として定めるのは、服飾制度の目的が、身分秩序を視覚的に明示することにあることによる。服飾は、衣服の種類によるシルエット、色彩、材質の組合せから完成されるため、これら三種類の要素によって服飾制度の内容が決まることになる。身分や官等によって、許容、禁止される衣服の種類、色彩、材質を詳細に区分して明示し、身分ごとに制限することが制度の基本原則である。身分の高い者には、許容される衣服の種類、色彩、材質があり、身分の低い者には法により着用を禁止するといった差別化を行うのである。

制度面から詳細に検討すると、衣服の種類や色彩に制限をおくことは、非常に効果的な方法とみられる。一方、織物文様や製織技法は、近距離でも容易に区分することができないほど微妙な差異であり、服飾制度として定めるには困難があったと考えられる。それにもかかわらず、服飾制度に織物に対する項目が必ず含まれる理由は、織物自体が有する生産的価値差のためである。生産的価値とは、すなわち貨幣的価値につながる。言い換えれば、身分が高い者であればあるほど高級織物を好み、それによって身分と権威、富を誇示する心理を充足させる。そのために、織物の使用に制限をおくのである。

本研究では、古代服飾制度の核となる織物に対する実質的な研究を試みる。服飾制度上の織物名称と、日韓古代都城遺跡と隣近の寺院遺跡から出土した、あるいは伝世した織物資料

を比較検討することにより、服飾制度と織物生産に関する関係性を見出すものである。

2. 韓日古代服飾制度の成立と展開

一般的に、韓半島における品階別服飾制度の制定は、律令体制とともに中国から流入したとされている。実際中国の場合、身分による服飾制度は、隋の大業6年(610)の段階ですでに成立している。北周の外戚である楊堅が全国を統一したのち、隋の文帝は律令と制度改革を断行した。隋は、魏晋南北朝の諸文化を継承したことから、制度の改革は隋代以前にすでに存在していたとみられる。韓半島三国の服飾制度の制定時期は、遅くとも6世紀以前であるが、衣服の色調および材料による身分区別は、ずいぶん以前に始まっていたのである。このような点から、三国時代の服飾制度が中国の魏晋南北朝、特に5～6世紀の服飾制度と密接に関連していることが推定できる。

『三国史記』に伝わる高句麗、百濟、新羅の律令制定時期をよくみれば、高句麗は小獸林王3年(373)¹、新羅では法興王7年(520)²である。百濟は、武寧王陵出土誌石に刻まれた「不従律令」以外に、「律令」の記録がない。ただ、律令の存在と施行時期に対する法制史的研究結果を参考にすれば、おおそ古爾王代、近肖古王代、あるいは5世紀後半から6世紀前半とみている³。一方、服飾制度が整えられたのは、百濟の古爾王27年(260)、新羅の法興王7年(520)で、高句麗の場合、官等に関する記録のみであり、服飾制度に関する記録はない。ただ、『旧唐書』、『新唐書』の記録に、身分によって冠帽の色に差異などを設けたという内容が参照されるが、正確な時期は不明である。

日本の場合、韓半島三国に比べて服飾制も制定時期が遅れるが、短期間に急速な変化をみせる。日本が古代国家の形態を整えはじめたのは、6世紀末葉の大和政権からである。日本は4～6世紀から中国はもちろん、百濟とも緊密な接触を通じて文化と社会におおきな変化を受けながら、特に百濟と新羅、中国の隋、唐の文化的な影響を受けた。5世紀頃、百濟王仁の漢字教育と五経博士によって、儒教、医学、易学などが伝わった。また、仏教の伝授も特記するに値する事項である。そして6世紀後半、聖徳太子が政権を掌握して隋と新羅から積極的に制度を受け入れるようになった。定期的な施行をとおして先進文明と制度を受容するようになったのである。

短期間の文物受容のなかでも、服飾制度は数回にわたる衣服令をとおして変化していく。推古天皇11年(603)の冠位12階⁴、大化の7色13階⁵・19階⁶、天武朝の朝服の色による位階表示、奈良時代の衣服令などである。特に、日本最初の服飾制度といえる603年の冠位十二階の制定は、韓半島の服飾制度を積極的に反映したものと考えられる。

11世紀末に記された『扶桑略記』には、「飛鳥に法興寺を建て、仏寺刹を奉安する際にも、大臣蘇我馬子をはじめとした100余人すべてが百濟服を着た」という内容が記録されて

いる⁷。法興寺（飛鳥寺）は、588年から596年に竣工された寺刹で、6世紀末の倭人が百済服を着用していたものと推測される。続く603年には、衣服制定があったが、形式的な衣服令であり百済の服飾の風が一度に消えることはなかったはずである。むしろ、三国統一を図った新羅に吸収されなかった人々が韓半島から日本へ渡来し、大化と天武の服飾制度にまで影響を及ぼしたのである。

そこで、日本の服飾制度に影響を及ぼした百済と新羅の服飾制度の内容がどうであったのか、現存する文献の内容をまず検討することとする。百済は比較的簡略で、百済の衣服は高句麗と類似するが、朝拝祭祀の際には冠両側に羽毛のような装飾があったことを知ることができる。身分、および地位による服飾の差異としては、帯の色、冠飾の材質をあげることができる。

其飲食衣服、與高麗略同。若朝拝祭祀、其冠兩廂加翅、戒事則不。

官有十六品（中略）奈卒、六品。己上冠飾銀華。將德、七品、紫帶。施德、八品、皂帶。固德、九品、赤帶。季德、十品、青帶。対德、十一品、文督、十二品、皆黃帶。武督、十三品、（中略）剋虞、十六品、皆白帶。 【北史】卷九十四 列伝第八十二

新羅の服飾に関する記録は百済より詳細である。先述のように、法興王代の律令頒布と同時に百官公服制の施行があり、朱、紫によって身分序列を区分したことがわかる。『三国史記』色服条には、法興王代の服飾制度が記されているが、衣服はもちろん、笏の材質、冠の色によって区分したことを知ることができる。また、「猶是夷俗」とし、法興王代の服飾制度が中国的ではないことを明確に記している。中国式服飾制度が導入されたのは、真徳王3年（649）と後代のことであり、それ以前までは高句麗や百済の服飾制度の影響が大きかったと考えられる。

法興王七年春正月。頒示律令。始制百官公服、朱紫之秩。

【三国史記】卷四 新羅本紀第四

色服 新羅之初。衣服之制。不可考色。至第二十三葉法興王。始定六部人服色。尊卑之制。猶是夷俗。至真徳在位二年。金春秋入唐。請襲唐儀。玄（太）宗皇帝詔可之。兼賜衣帶。遂還來施行。以夷易華。文武王在位四年。又革婦人之服。自此已後。衣冠同於中国。 【三国史記】卷三十三 雜志第二

日本では、638年の冠位制の廃止以後、韓半島からの北方文化の流入が途絶え、大陸と直接交渉した結果、華麗な染織物の製織法が流入したという記録がある。しかし、日本は668

年から882年の間に新羅に36回の使臣を派遣したのに比べ、中国へは同期間に7回の使臣を派遣したにすぎない⁸。なかでも大宝律令が制定された701年には、日本の使臣はもっぱら新羅にのみ派遣され、唐には使臣をただの一度も派遣しなかった。日本国内における7世紀中頃の唐風の流行は、中国との直接通交によって形成されたとされるが、使臣の派遣状況を考えれば、韓半島を経由して受け入れられた可能性は排除できない。特に奈良時代の民俗、生活風習が韓半島三国のそれと非常に類似する点で、服飾・織物文化についても古代韓半島から日本へ、その流行が伝播した可能性が高い。

文献上の記録に差があるが、日韓服飾制度はその構成と服飾面において類似点が見出される。また、服飾制度の内容および服飾品の規定が簡略である。おおよそ官位ごとに服飾に違いをもたせている。衣服の種類なかでも多く登場するのは、冠と帯である。色調については、国ごとに色の秩序の順序は異なるが、色調による区分が存在するという点は明確な事実である。最後に、織物の種類に言及した記述がないため、身分によって制限される織物の種類を把握することは難しい。

参考として、統一新羅の興徳王の服飾禁制（834）をよくみると、官等の代わりに骨品によって表衣、袴、内裳、表裳、內衣、半臂、襟襠のような衣服の種類、紫・緋・青・黄の色調区分、そして、それぞれの衣服に必要な織物の使用に制限を設けている。統一新羅は、三国時代の諸文化を継承したため、興徳王の服飾禁制に登場する織物の名称が、百済や統一以前の新羅でも生産されていた織物であった可能性は排除できない。

3. 服飾制度にあらわれた織物名称と遺物

織物は服飾制度を規定する際、最も核となる要素である。衣服の種類、シルエット、色調が直接的でありながらも単純な基準であるとすれば、織物の種類で区分することは複雑で、高次元的な諸要素となる。

織物は、原料によって、植物性繊維である麻織物と綿織物、動物性繊維である絹織物と毛織物の四種類に大きく区分することができる。しかし、文献に記録された織物の名称を羅列してみると、'布、麻、綿、絹、縑、縑、錦、帛、羅、綾、絹、紗、紬、緇、縑、綺、段、彩（采）、繡、罽、褐、毛布、氍毹、毳毼、障日'など多様である。織物名称の多様さは、原料だけではなく、製織時の組立て構造、精練過程、組織の厚薄、密度などによって区分され織られていたことを意味する。

実際、文献記録を証明するような織物遺物の出土事例は多くない。最大の理由は、たいへん古いために現在まで遺存する可能性が低い点にあり、発見されたとしても有機質の特性上、外気への露出と同時に容易に劣化することにある。したがって、現在までに発見された大部分の織物は、実物がそのまま完全に出土⁹したというよりは、金属や土器などの遺

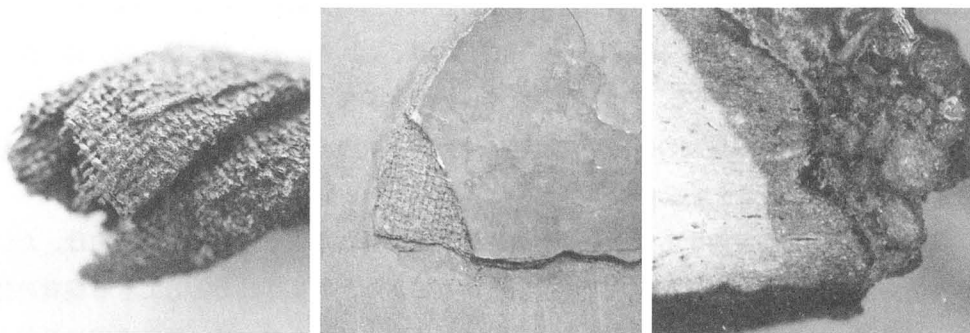
物に銹着¹⁰した織物痕跡（布痕）として確認される場合がおおい。錆で覆われた織物は金属錆によって変色して固くなり、事実上繊維固有の物性は、ほとんど消失しているとみられる。

百済と新羅の遺跡から実物がそのまま出土した例は、武寧王陵と陵アングル古墳、陵山里寺址、天馬塚、仏国寺釈迦塔など、非常に限定的である。これらは古墳や舍利装置という、外部の空気から遮断された埋蔵環境内で保存されていたという共通点を有する。出土当時には鮮明なものもあるが、大部分が空气中に露出したことで脱色や金属錆によって変色し、本来の色を推定することは困難である。ただ、顕微鏡による調査をとおして材質、および組織、用途や付着状況を知ることができる。

調査をとおして明らかとなった古代織物は、麻と平絹が大部分である。特に、麻織物は衣服材料以外に生活用品など、さまざまな用途に活用された。袋や風呂敷のような用途として、物を包んだ状態で出土した例が多い。例えば、羅州伏岩里3号墳5号石室墓出土刀子の刃部には、織物で数回くるんだ痕跡が確認されている。

産業用織物として最もよく見られる例は、瓦を製作する際に用いられる瓦桶を麻布のような荒い布で包むもので、瓦内面にその織物痕跡を容易にみることができる。このように、産業用の織物は細かい織細なものよりは、強くて丈夫でなければならぬために、絹織物よりは麻織物が適当である。一方、日本の場合、漆を精製する際に鉄分と微細なほこりを除去するための濾し布として使用した織物が多量に確認されている¹¹。それだけでなく、高松塚古墳、キトラ古墳から出土した漆片内側には、板材が歪まないように麻織物を付着させた様子¹²も観察されている。また、刀子の袋や鞘からも発見されるが、これは織物を緩衝材として活用したり、接着力を高めるための充填、および塑形剤として活用したものとみられる。平澤大秋里遺跡では、土器片を接合する際に麻織物を使用した例も確認されている¹³。

つまり、麻織物は古代社会において最も普遍的で実用的な織物であり、衣服材料だけで



第1図 平城京出土漆濾しの麻織物

第2図 高松塚古墳漆棺の麻織物

第3図 平澤大秋里2号溝状遺構出土大型甕片付着麻織物

なく各種道具、および生活用品を製作するのに活用されていたとみることができよう。一方、麻織物と対照的に、冠帽、飾履、鈿帯、環頭大刀などの服飾遺物から確認される織物もある。紗、羅、錦、綾、縵のような組織の織物であるが、大部分が絹糸を使用して製織し、威信財とともに発見されていることが注目される。文献記録をみても、上述の織物は、王または富貴の者の衣服、公会の参加や出使時の衣服材料であることから、高級織物に分類される。

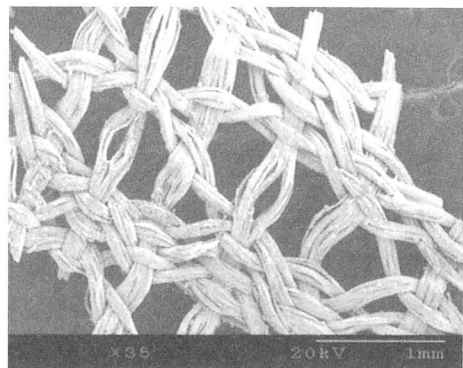
本章では、服飾制度において紗、羅、錦、綾のような高級織物に関する文献記録を詳細に検討し、実際の出土遺物に対する調査内容と比較検討してみることにする。

1) 羅織物と紗織物

高級織物のなかでも、特に薄くて軽いものとして羅織物がある。中国の『説文』に、「羅は鳥網のようだ」¹⁴とあり、『釈名』には、「文様があり、密度が疎なもの」¹⁵とある。通常の織物は経糸を平行に配列しながら緯糸と織っていくが、羅織物は経糸を互い違いに織るために自然と空間がおおく生じ、半透明の織物となるのである。

羅織物は、交差する経糸を2糸、4糸、6糸、8糸ずつ交互に1糸に織り上げ、緯糸と撚りながら文様をつくる。8糸が1糸をなし、緯糸と撚りながら文様をつくるが、緯糸は4糸の組み糸で太くつくり、経緯糸の太さに違いをもたせる。網のような4経撚りをつくるためには、縦長方向に4糸の経糸が一組となり撚りをつくる際、その撚りの穴の間に横長方向から緯糸が通るように精密に撚ることで独特の質感と隙間を有するようになる。羅の外見は、一見すると編織物（網縠・籠縠）やかご（籠織）にみえるが、羅織物は本質的に経緯糸の区分をなして製織するため、編織物とみることはできない。

古代における羅織物の実物は、2～3世紀に編年される平壤近郊の楽浪王冢墓出土の菱文羅¹⁶、4世紀初頭の加耶の福泉84号墳から1点、5世紀の玉田古墳群から4点、6世紀前半の道項里古墳群から1点¹⁷とともに、仏国寺釈迦塔から羅織物の風呂敷のほかにも数点の残片¹⁸が発見されている。そして、百済文化圏の遺跡において羅織物が初めて確認されたのは、陵アングル36号古墳出土の4経撚りの羅¹⁹であり、発掘調査時には確認できなかったが、武寧王陵でも用途未詳の羅織物²⁰が最近報告された。近年では、王興寺址舍利莊嚴具と弥勒寺址西塔から出土した舍利莊嚴具にも羅織物が含まれていた。また、文献にあらわれる「羅冠」を端緒として逆三角形冠飾枠を調査した結果、数点の羅が追加で確認された。しかし、逆三角形冠飾枠を



第4図 武寧王陵出土の羅織物

文献記録上の羅冠としてみることは難しい。ただし、羅冠に使用された羅織物の参考とすることのできる資料であると考えられる。

中国では漢代以後、多くの種類の冠が発達し、高句麗と百済で羅冠²¹を用いたという記録が登場する。冠は地位、または身分を象徴する格調高い頭飾り（首飾）であり、羅は古代はもちろん朝鮮王朝時代にいたるまで、冠の材料²²として使用されるほど高級織物であったため、その使用は比較的身分が高い者だけに許された。

冠の材質となる羅は、三国時代から使用された。特に高句麗では、白羅、青羅、緋羅、および紫羅²³でつくった冠を使用し、百済の王は烏羅でつくった冠（烏羅冠）²⁴を使用した。統一時代になると、羅は總羅、越羅、布紡羅、野草羅など、より細分される。また、羅の使用も六頭品と六頭品の幘頭だけに許され²⁵、上述の各種羅織物でつくられた服飾の使用は、真骨から四頭品にいたるまですべて禁止された。後代の記録ではあるが、『増補文献備考』にも高句麗東明王10年（27）に「庶民の文彩紗羅衣を禁ずる」という記録がある。他の織物に比べて製織上の労力を多く必要とする羅は、上流層だけが使用することのできる高級織物であった。服を作る際にも使用されたが、服飾制度の中でも特に冠帽を作る際に使用した織物であったことを知ることができる。

羅冠については名称だけが残っており、具体的な形態と材質、着用方法については正確にわからない。ところで、高句麗古墳の壁画や定林寺址出土の塑像のような発掘資料に、羅冠と推定し得るいくつかの遺物がある。それは、高句麗安岳3号墳や徳興里古墳壁画の墓主像に表された羅冠と、定林寺址出土例にみられる籠冠である。

まず、高句麗壁画の羅冠は文献に登場する王、または百官の冠帽として認識されている。また、これは漢代から隋唐代までの中国の籠冠と類似するものとして把握され、羅も網緌、または籠緌²⁶とも呼ばれたように、材質上の類似点が看取される。

中国の籠冠は、まばらに編んだ織物の上に漆を塗り高く立てて固め、内側が透けてみえることが特徴である。徳興里古墳壁画の墓主が着用した冠もやはり、内冠として幘を着用して内側が透けるようにしている。ところが、漢代から唐代までの中国の文献記録には、籠冠、幘籠がよく記録されているのに比べて、羅冠の記録をみつけることは困難である。反対に、三国に関する文献では籠冠を着用したという記録をみつけることができない。ただ、籠冠と類似した羅冠が、高句麗と百済の王と官吏を中心に着用された可能性が高い。

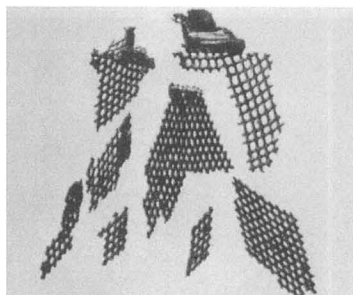
籠冠は、恵文冠ともいう。「恵」はヒグラシを意味するが、冠の材質が繊細で軽く、蟬の羽のようであるためである²⁷。また、恵は細くてきめが粗い總織物を意味することもあり、斉では涼しいことを称えて恵と呼び、軽くて細い麻布のものを着ることもやはり恵といった²⁸という。一方、後代の籠冠は普遍的に着用されるため、藤²⁹のような材質を使用したと伝える。これと対照的に、高句麗と百済の羅冠は籠織に比べて高級織物である羅を使

用した点が、中国の籠冠との最も大きな相違といえることができる。羅は、縹や籠織よりも多くの製織労力が必要で、さらに独特の質感であるため、籠織に比べて相当高級な織物であるといえる。籠織と同様、冠の材料として羅織物の短所を補うとともに、中国風冠の流行で羅織物の上に漆を塗ったと考えられる。このような点で、羅冠は当時の国際性と固有性を反映しているとみることができるのである。

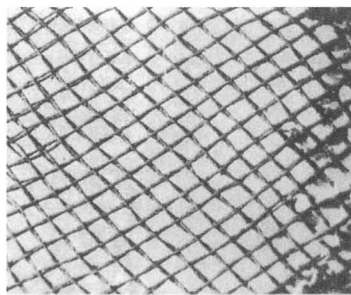
一方、日本の場合、漆紗冠または漆紗籠冠といい、「紗」という薄くて粗い組織で冠帽を製作し、その表面に漆を塗ったという文献記録と実物が残っている。古代の紗は、経糸と緯糸の密度をまばらにさせて平織りで編んだ絹織物で、薄くて軽く、製織の特性上、蚊帳のように透けてみえるのが特徴である。このような特徴のため、方空紗、または方目紗ともいう。経糸または緯糸2列ごとに、空間をおいて織機したりする。中国の場合は2糸織り織物を紗羅と呼ぶことがあり、平織りの紗を平紗として区分することもある。

平城京から出土した漆紗冠の実物が現存しているが、非常に粗く編んだ平織りである。『冠帽図会』図説に武礼冠が描かれている。これは貂蟬と蟬文の金璫を付けた中国の貂蟬冠、すなわち籠冠の形態とたいへん類似する。冠の材質も、やはり平織りの紗である。朝鮮半島では、平壤石巖里212号墳から出土した紗織物があり、平織りの紗織物とみたりもするが、経糸だけでなく緯糸にも2糸を用いて製織した、たいへん特異な形態の織物である。

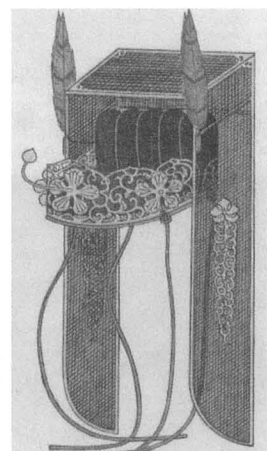
羅は、武寧王陵出土の織物片と天安龍院里9号石槨墓出土の心葉形金具表面の2糸撚りの羅³⁰を除けば、後期百濟の逆三角形冠飾枠にともなって発見されている³¹。すべて6世紀後半に比定される遺物である。韓国において、古代織物自体が残存していることが稀であるため速断することはできないが、羅織物が付着した冠飾枠は銀製冠飾とともに発見され



第5図 平城京出土の漆紗冠



第6図 平壤石巖里古墳出土の紗織物



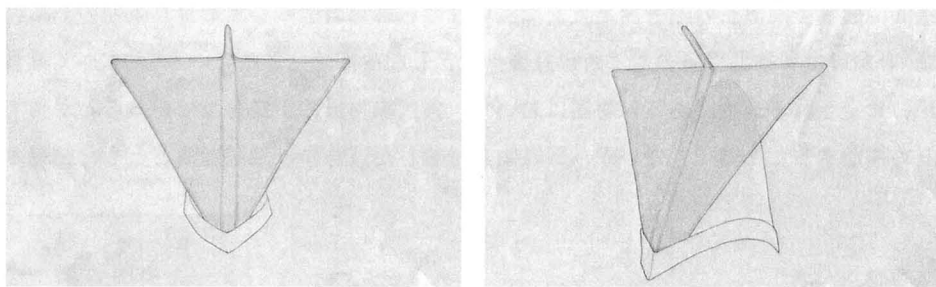
第7図 『冠帽図会』の武礼冠

ており、羅は上流層のなかでも王族と六品の冠に使用されたと推定される。また、これらはすべて撚りのないことからみて麻糸や毛糸ではなく絹糸を利用したことを知ることができる³²。

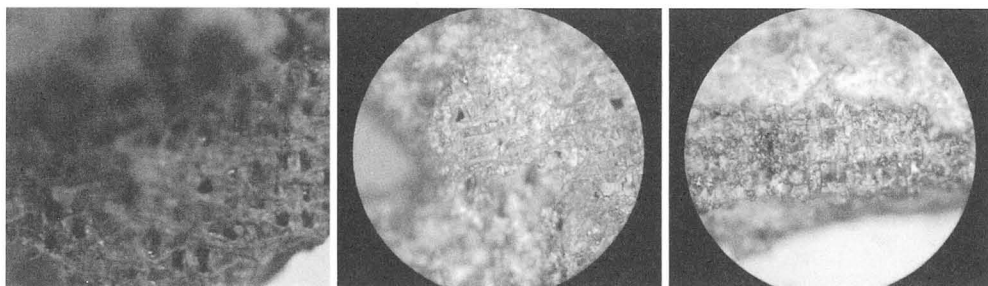
具体的な飾りは不明であるが、逆三角形冠飾枠をなす鉄枠の表裏面から数重の織物を巻いた痕跡が発見されている。特に、逆三角形の隅部分には、羅織物の他に数種類の織物も確認される。羅織物は非常に薄くて軽いだけでなく、伸縮性がよく、冠飾枠を作りやすい織物である。

扶余陵アングル古墳出土³³の逆三角形冠飾枠中央の突出部分には、麻布3重、左右両側に平絹2重ずつ、総7重の織物が挟まれている。その下にも数重の織物層（5×1.4cm）が敷かれているが、この位置でのみ数重の織物層が付着している。針穴が一定の間隔でき、冠飾枠の最も内側には細密な平絹織物と麻織物、最も上側に粗い紗とともに羅織物が幾重にも付着している。4重1条で織った羅である。扶余王興寺址出土例も、織物の種類はほぼ一致しており、特にこれは王子が着用した可能性が高い。

最後に、弥勒寺址西塔舍利莊嚴具³⁴から発見された紗、羅織物がある。これは4経撚りの羅織物の下地に練金糸1列を枠で囲んでさし縫いで固定させ、その内側は赤糸で縫いとりを均した方向を維持し繰り返しながら面をまばらにふさいだ平絹である。唐代の法門寺地宮中室（708）出土舍利莊嚴具のなかには、紅色羅織物の下地に練金糸で刺繡を入れた半



第8図 後期百濟の逆三角形冠の推定図（前面、側面）



第9図 扶余陵アングル古墳出土
逆三角形冠飾枠の羅織物

第10図 扶余王興寺址出土の逆三角形冠飾枠の羅織物（×63）、
紗織物（×63）

臂、案裙、スカート（裙）、袷がある。一方、仏国寺釈迦塔からも羅織物が多量に確認された。古代東アジア地域で生産される羅織物は当時の最高級織物であり、舍利荘嚴の形式を揃える品目であったことが推測される。

2) 錦織物と綾織物

古代の錦は、経糸や緯糸に二種類以上の色糸を使用して多彩な文様を重組織で織ったものの³⁵をいい、比較的厚みのある高級絹物の一種類である。『説文』に、錦は「襄邑に編む文様がある絹で帛と金に准ずるもの」³⁶とあり、後漢末の劉熙が記した『釈名』には、錦は「金のような重量で交換するほど高貴なもの」³⁷とある。

韓国において、錦織物は3世紀にすでに製織された。すなわち、三韓時代から公会のある時や出使時に身に付ける衣服の材料として使用されていたのである。高句麗でも扶余と同様で、公事に集まる際や有級者の衣服として錦織物が使用された。百済では王の錦織物のズボン（錦袴）を、新羅では富貴者のために錦織物に各種の刺繍と色糸（錦繡雜采）を加えて帽子を作ったという記録³⁸がある。

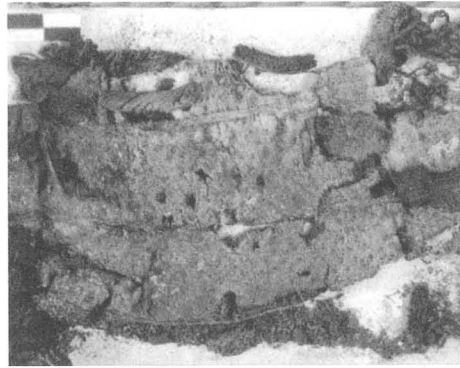
錦織物の製織方法や文様に関する記録はない。しかし、出土遺物をとおして古代には経錦が最初に発達し、さらに7世紀頃には西アジアから緯錦製織方式を受容しながら発展する過程がわかる。また、錦織物の下地組織は、平組織や綾組織でつくられる。

『三国史記』には、新羅神徳王4年（651）に王は自ら太平歌をつくり、錦を織って唐の皇帝に捧げたという記録³⁹がある。また、聖徳王22年（723）と恵恭王9年（773）には、唐に朝霞紬、魚牙紬を、景文王9年（869）にも朝霞錦、大花魚牙錦、小花魚牙錦、四十升白疊布40匹、三十升紵衫段40匹を送った。朝霞紬、魚牙紬、韓錦の記録は、『新唐書』や『日本書紀』にもみられる⁴⁰。錦織物は、高級織物として唐や日本への朝貢、および賜与品として活用されていたのである。

特に朝霞錦と朝霞紬は、新羅の特産物としてみられる。『説文』に、朝霞は「赤雲気也」と記録されているが、これは「赤い機運、赤い雲気」を意味するものである。朝霞は赤色系統を象徴し、朝霞錦はまるで朝霧を連想させる一種の緋文様の織物（Ikat）と考えられる。一方、大花、小花は具体的な花文様ではなく、大型文様と小型文様を示す。東アジアにおいて大型文様の使用は、主に錦織物や綾織物に認められる。

百済の錦織物は、水村里古墳群と武寧王陵、弥勒寺址から確認されている。水村里古墳群は、440年代に推定される百済の古墳群で、織物は大部分が金銅や鉄器遺物に伴って確認された。そこでは絹と麻を含み文様をもつ綾織物（紋綾）、編織物、錦織物など、上位階層で使用される織物が多数発見されている。武寧王陵出土織物の大部分は、数種類の織物が付着している固まりの状態や、小さな切れ端の状態であり、小さな織物片が正確にどの遺物に属したもののかわからないものが多い⁴¹。

武寧王陵出土金銅飾履内から分離した織物で、大きさが金銅飾履の半分程度のものがある⁴²。色調は、金属が錆びて織物に吸着したため青色を帯びており、固まった状態である。外側は錦織物で覆われており、内側に数枚の麻織物が重なり、端は結び目飾りとなっている。これは、金銅飾履の内側に履いた錦履物である可能性が推定される。経錦片の裏面には、平絹織物と苧麻織物が5～6重程度で幾重にも重なっている。これは、経錦の裏面に平絹織物とともに苧麻織物を重ねて貼り合わせることで、履物の底を作る際に使用したものであろう。



第11図 金銅飾履内側に付着した織物

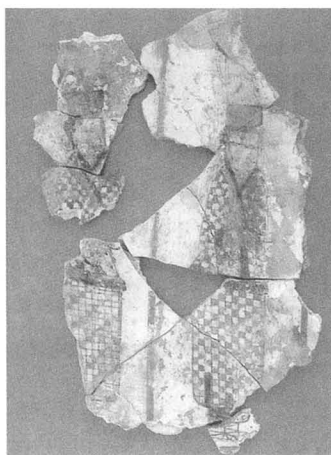
経錦織物の前面にはZ撚りの撚り糸を使用して、V字に連続的に刺繍が施されている。すぐ裏面にも3列の目を粗く縫っているが、ここに使用された糸は太さと色調を異にする。おそらく、目を粗く縫うことで数重の布を固定した後、撚り糸を使用して輪郭線を縫いとりで飾ったものである。本返し縫いのように、後ろから針をさす方法で、上下二重線縫4列を表現した。これ以外にも、濃茶色の平絹織物片からかがり縫い（Button hole stitch）技法と鎖縫い（Chain stitch）の刺繍跡も確認された。

新羅の天馬塚からも、下地が紫色、下地の裏面は赤色で、文様表面は赤色、文様裏面は紫色の経錦が発見された。錦は、経糸に染色した色糸と2糸や3糸の経糸を重ねて配し、表面にあらわれる経糸をかえながら文様を織った経錦と、緯糸にさまざまな色の糸を数重重ねて配した後、緯糸で文様をつくる緯錦に分類されるが、出土遺物からみて、緯錦が盛行した時期は7世紀中葉以後である。このような錦織物の服飾としての遺存例はないが、高句麗東岩里壁画残片には、スカート（襦）やズボン（袴）に多彩な色調の格子文様をみることができる。

一方、古代の綾は綾組織で織られた織物を意味する。綾線が規則的にあらわれるのが特徴で、組織に変化を与えながら文様をつくり上げることもできる。古くから中国の機織物⁴³では、平組織の織り目に綾調織や浮織から文様をつくり上げるものをさすが、日本ではこれを綾織物に含め、平地綾文綾として分類している。日本では、平組織錦に綾組織で文様を織った錦織物のように文様を織ることができるという点は共通するが、錦織物が相当厚いのにに対して、綾織ははるかに薄い。したがって、綾織が錦織物の替わりに生じたわけではない。しかし、6～7世紀を前後して華麗な緯錦織物が登場するとともに、錦織物を補助したり、ほのかな質感によって緯錦織物の華麗さをやわらげる高級素材として、綾織物



第12図 天馬塚出土の経錦



第13図 平安南道順川東岩里壁画残片

を使用したのではないかと考える。

綾織物に対する文献記録は、高句麗と百済には伝わっておらず、統一新羅の興徳王の服飾禁制にみることができる。記録には、男性の內衣・半臂・襪、女性の表衣・內衣・袴・半臂・褶襠・袍・襪など、数種類の衣服材料として綾織物が使用されたことを教えてくれる。綾織物は、錦織物に比べて多様な用途で使用され、錦織物よりは簡単な製織技法で文様も表現することができる。

ここでは、現存する綾織物遺物をとおして当時の綾織物を検討することとする。

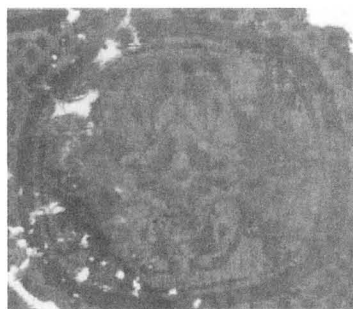
ソウル歴史博物館に所蔵される金銅飾履は百済時代のもつとみられるが、正確な出土地と年代は不明である。この金銅飾履の内側から、組織が粗い麻織物とともに撚りのない 2×2 cmの $2/1$ の3枚綾組織織物が確認された。綾織物の位置は、履物足元部分の鳳凰紋を透彫した穴の間にある。履物の外見を考慮して、綾織物を使用したと考えられる。瑞山富長里から出土した透彫金銅冠帽の織物もこれと類似した用途である。

$2/1$ の3枚綾織物は、新羅の天馬塚出土遺物でもみられる。天馬塚出土織物は腐食が著しく、破片であるために全体文様を確認することができないが、銀製帯金具、飾履などに付着していたという点で、百済の金銅飾履と用途面で類似するとみることができる。仏国寺釈迦塔舍利莊嚴具のなかにも数点の綾織物が発見された。大部分は $2/1$ 、 $3/1$ の経綾織物であり、文様部分は $1/5 \sim 1/7$ の緯綾織物として表されている。

仏国寺釈迦塔舍利莊嚴具には、金銅製舍利外盒の風呂敷として使用されたと推定される横33cm、縦28cm大の綾織物がある。この綾織物は、経綾織物で織った散点文様の織り目に、直径約11.5cm 枠のなかに主題文様が対称をなして配され、中央に菱文を緯綾織物で織った綾組織連珠文のそれと同じである。したがって、シルクロードから出土する織物や、日本正倉院に所蔵された織物と比較しうる重要な資料と考えられる。これと類似する織物が服飾



第14図 ソウル歴史博物館所蔵金銅飾履内側の綾織物



第15図 仏国寺釈迦塔出土の綾織物

に使用された例を、北齊徐顯秀墓（571）出土品にみることができ、単位文様の大きさが20～30cm位の連珠文が、袍、鞍の縁装飾に用いられている。そして、唐代の閻立本（601？～673？）が描いた『步輦図』のなかの、吐蕃使臣禄東贊の赤色袍にもある。釈迦塔出土綾織物の文様の配置および構図は、連珠環が連なった連珠文ではない。しかし、枠内に主題文様を配置する窠紋の形式は、古代シルクロードを中心に発見される錦織物や綾織物の文様配置および構図と類似している。

一方、日本の服飾制度で織物名称が確認されるのは、681年の「王子以下庶民にいたるまで、すべての服に使用する錦、繡、綾など、その他にさまざまなものを着用するが、それぞれの身分によって使用しなさい」という内容が唯一である。そして、聖武天皇と光明皇后が752年、東大寺本尊の盧舎那仏開眼式に参加する際、王后礼服として白綾袷袍1領を着用したという記録と、正倉院緑綾袍がある。

3) 平絹織物

先に列挙した多様な絹物の名称のなかで、「帛」と「絹」は絹物の総称として使用される。特に、絹の場合には平織りに製織された絹織物を意味する。平織りの絹織物は、絹以外にも「紵」と「紬」をあげることができるが、主に絹を紡いだ短繊維（Staple）の絹を意味する。一般的に絹、紵、紬が、平絹織物を代表するといえる。

興徳王の服飾禁制を参考にすれば、錦、綾、羅の次に、紵、絹、紬という順に記録されており、平絹織物は錦、綾、羅よりは価値が落ちることがわかる。また、紵、絹、紬にも質的な差異があったとみられる。同じ平絹織物にあっても細分して名称を区別したということは、織物自体が有する貨幣的な価値のためである。無条件に細くて美しいといっても、良いものとは限らない。一例として紵と絹の差異をよくみると、絹は繊細なのに比べ、紵は荒くて太い糸で製織されたものをいう。ところで、興徳王の服飾令をみると、絹より紵がさらに高級であったことがわかる。特に、古代日本の紵織物は、朝貢、進上品として活用され、紵は荒いが独特の肌触りをもった平絹織物の一種類であったと考えられる。

平絹織物は、麻織物を除いて最も広範囲に使用された衣服材料と考えられる。平絹は、高級服飾の最も基本となる織物で、使用範囲が広いだけに生産量も多かったであろう。錦と綾織物のような華麗な織物は表地用であり、裏地に用いるには適さないためである。このように平絹は、裏地をはじめとして各種の上・下衣や帽子、足袋をつくる際にも使用されたであろう。6世紀中頃の百済使臣が描かれている『梁職貢図』や、平城京から出土した木簡の絵にも、文様のない織物の上着（袍）とズボン（袴）、帽の着用が認められる。

基本的に、絁と紬は平絹織物であるために柄がない。その代わりに、夾纈、蠟纈（臘纈）の方法で纈染して文様をつくり上げたりする。このことは、日本の正倉院に所蔵される絁織物から製作された袍、袴などの服飾遺物から確認することができる。夾纈は、防染による染色技法のひとつで、織物を一定に折り、文様を彫り出した版木に密着させた後、版木間に染料を注入して染色する技法である。絁織物の荒い肌触りは、纈染する際に他の織物よりもさらに防染が容易で、染料もよく浸透する。古代の日本では、製織によって文様を織り出す錦と綾織生産は、技術的な面において限界があったため、絁織物のような平絹織物に文様を染色することによって高級織物を生産したと考えられる。日本の古文書に絁織物がよく登場することも、これを裏付ける。

正倉院所蔵の絁織物でつくられた袍は、大歌袍、紫絁袍、白絁単袍、紅絁単袍残欠などがある。基本的に丸い盤領襟に筒袖、右衽形態である。従来、袍は最も外側に着る衣服であるが、朝服として袍を着用したことから推測して、朝服の意味も有している⁴⁴。正倉院所蔵の袍は楽人が着用したものであるが、当時の粗服を推測することができる資料である。とくに大歌袍の場合には、表地は緑綾織、裏地に白色絁織物を用い、それを重ねて製織したものである。表地と裏地はすべて織幅1尺9寸であり、今日の約56cmを活用して製作された。これは布衫に使用された麻織物の直幅2尺5寸より狭いものである⁴⁵。

絁織物のような平絹織物でつくった服飾を確認することのできる視覚資料は、きわめて少ない。遺存する絵画資料としては、中国梁の武帝（502～557）の在位40年を祝うために訪問した外国使節の姿を描いた『梁職貢図』と、日本平城京から出土した木簡の



第16図 『梁職貢図』(541～542年) (中国国家博物館所蔵)



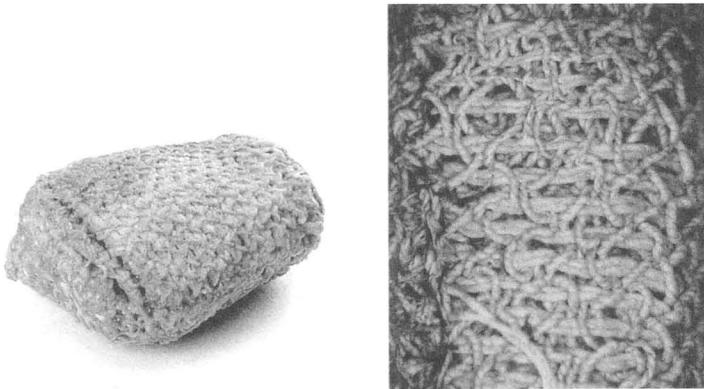
第17図 平城京出土木簡

絵をあげることができる。

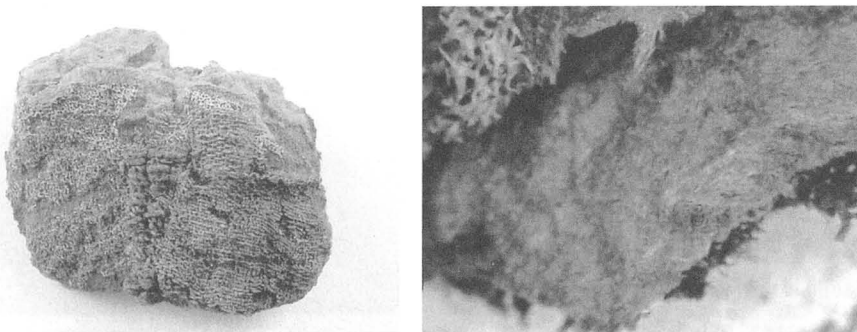
4) その他：麻織物、綿織物、真綿⁴⁶

文献記録において綿織物と判断されるものは、『翰苑』、『三国史記』、『冊府元龜』に表れた「白氎布」がある。文献上の白氎布は、韓半島で生産されたものではなく輸入された綿織物⁴⁷である。よって、当時の綿織物は高級織物であったと考えられる。古代の綿織物は、木綿ではなく草綿から採取したという。文献上の白氎布は、最近、扶余陵アングル古墳から出土した遺物において確認され、高句麗をはじめとして、百済と新羅で綿織物を使用していたことがわかる。また、出土綿織物は白色ではなく黄褐色を帯びており、短い種子毛を使用する草綿から作られた綿織物である可能性が高い。

『通典』、『後漢書』、『三国史記』には、「綿」と「絺」の記録が残っている。これは繭から産出された絺である。繭から繊維を紡ぎ取る絹織物は長繊維へとつらなるが、この古代の絺は短い絹糸を撚ってつくった絹織物の一種類で、木花からつんだ綿織物ではない。綿は、後代に登場する真綿（雪綿子）である。『三国史記』の「安勝に綿十五称を送った」という記録においても、称が秤を意味する漢字語で、綿の重さの単位名称と考えられる。



第 18 図 扶余陵寺出土の綿織物



第 19 図 武寧王陵出土の雪綿子の塊

公州武寧王陵出土遺物のなかには、茶色を呈するおおきな固まりがある。これは経糸、緯糸の交差による織造点がみられないことから、織造されたものではない。細い繊維が練られており、繊維弾性（Resilience）が残っている。繊維を分析した結果、絹糸であることが明らかとなった⁴⁸。

4. 高級織物の製織、および拡散

韓国および日本を含む東アジアの機織文化は、おおかた中国を起源としているため、現在日本に残っている織物と織機は中国から韓半島を経由して発展した可能性が高い。考古学による出土織物だけでは資料の保存状態が良好ではなく、織物本来の色や文様を研究するには限界がある。しかし、文献史料に残っている古代韓国の織物に関する記述をよく検討すれば、紋織物を含む多様な織物が登場することから、常識的に、当時の韓半島においても高機を用いて製織していたと推定できる。

韓半島ではいち早く3世紀以前に錦織が製織されたが、特に雲布錦、五色錦、紫地纈文錦などの記録⁴⁹が伝わる。三国時代には絞纈染などの高級染織技術の水準を有していたことから、押し染めや浸染の歴史は、はるかに遡及するものと考えられる。また、染色だけでなく刺繍や金銀箔による作業も可能であったため、実際、織物の色彩は華麗であったことだろう。

古代国家では、織物生産を国家的次元で奨励した。『三国史記』の記録に、百濟蓋鹵王は472年、北魏顯祖に錦織物を送り、北魏王から礼状を受けたという内容⁵⁰がある。これは百濟文化圏の公州水村里、武寧王陵、弥勒寺址から出土した錦織物が、国内、特に都城内で製作された可能性を裏付ける重要な史料と考えられる。

高句麗においても、紫地纈文錦、五色錦、雲布錦など、錦織物が生産されたことを知ることができる。新羅では真徳女王が太平歌をつくり、これを文様として織った錦を製作して唐に捧げたという記録⁵¹があることから裏づけられる。特に統一新羅時代に至り、瑞文錦、大花魚牙錦、小花魚牙錦、朝霞錦を唐に貢物として送ったという記録⁵²がある。

一方、新羅では嘉俳（宮中で陰暦8月15日に行われた遊戯）に機織り競争をしたという記録をとおして、国家的な次元で織物生産を奨励したことを知ることができる。また、景德王（742～765年在位）以前から、朝霞房、染宮、紅典、蘇房典、錦典、綺典、麻典、曝典、毛典のような官が存在し、高級織物の生産に国家が直接的に関与していたということは、たいへん重要な事実である。官銜は染色と製織、織物の種類によって分けられ、毛や皮の場合にも各工程別に編成された官銜は、比較的体系的な運営方式だといえる。こうした官銜では、宮中で所用される服飾一揃とその他生活用品を含めて、国家次元で賜与される品目を生産したのであろう。官銜には「母」をはじめとする6名から23名が置かれた

が、母は首長級職人として、母の下にはまた数名の技術者が存在したのであろう。

古代日本の染織文化は、中国から直接影響を受けたのではなく、主に韓半島から影響を受けて発展したと考えられる。当時、中国ではなく韓半島から伝来した日本の重要な染織文化に対する文献記録をみると、次のとおりである。

まず、『日本書紀』によれば、2世紀後半、百済の肖古王が日本の使臣である岡波移に彩絹などを下賜したという記録がある。『古事記』には、「百済は呉服、西素の二人を送ったが、かれらは秦製織の先祖」と記している。『日本書紀』には、応神天皇14年（283）に「百済王が縫衣工女を送った」という明確な記録とともに、雄略天皇7年（463）には、百済から錦部定安那錦などの一派が河内国錦部方に定住したという記録がある。同14年（470）には、漢織、呉織⁵³、衣縫する姉妹が日本へ来朝して大和国松隈野に定着し織縫を伝授した、これらが後に飛鳥、伊勢の衣縫部となった⁵⁴という。

日本は、2世紀後半から3世紀、そして5世紀にかけて、韓半島から染織と製織技術を輸入した。552年の仏教の公式的な伝来、6世紀末の聖徳太子による摂政により、少なくとも推古天皇時代までは、韓半島の染織文化が日本に直接的な影響を及ぼしたと考えられる。当時の直接的な文物交流が、日本でも高級織物を生産する契機となったであろう。

百済と新羅の高い水準の製織技術は、『冊府元龜』、『日本書紀』、『三国史記』、『唐会要』、『正倉院古文書』をとおしても証明される。統一新羅で生産された織物は、中国や日本以外に西域にまで輸出された。このようななか、679年、681年、685年、688年、752年などにわたって日本が輸入したのは、錦、綾羅、錦綾、彩絹、絹、綵錦、霞錦、氈のような高級織物であった。天武天皇10年（682）にも霞錦を送った記録があり、日本ではこれ以後、製織技術を習得して窠子錦を織るまでに発達したという記録がある。「窠子錦」は枠文様を施文する錦織物で、当時最も流行した連珠文錦もこれに属する。このように、統一新羅の高い水準の染織物の輸入によって、日本の高級織物製織技術が高まったのであろう。

『源氏物語』には「高麗人の緋錦綺共」という記録があるが、これは天武天皇、持統天皇代の霞錦と考えられる。韓半島をとおして伝来されたもので、遺物としては法隆寺伝来の広東錦、正倉院の東大寺銘墨書をもつ腰裳などに秘錦がある。

錦織物の他に、羅織物も大陸から伝わってきたと想定される。中国の場合、はやく漢代から製織されたが、日本にいつ伝来されたかについては明確ではない。ただ、仲哀天皇9年（200）に新羅よりもたらされた齋にみえる「金銀彩色及綾羅縑絹」⁵⁵の記録が最も古い。羅の製織技術⁵⁶に関しては、応神天皇14年（413）以来、中国から羅と紗の織法が伝来したとみられる。

日本が近隣諸国に送った織物の内容をとおして、製織技術の水準を知ることができる。主に貢物を送る際に日本で生産された織物を送り、その種類は絲・綿・絹・紗の範囲を超

えるものではなかった⁵⁷。

709年、美濃絁30匹⁵⁸を新羅へ、734年には美濃絁と手織絁各200匹を中国に朝貢した記録⁵⁹がある。絁は一般的な平絹織物のひとつであり、荒く太く製織されるが、繊細な絹よりも高級品とみることができる。美濃絁は、美濃地方の特産品として把握される。当時、日本では貢物として使用されるほど、高級織物の一種として絁を生産したことを知ることができる。

日本の平城京長屋王（676～729）邸北宮区域から出土した木簡にも、絁の生産記録がみられる。木簡には総180字が墨書されているが、主要な内容は日本の伊勢地方でどんぐりを用いて染色した絁織物を進上し、これらが御下裳、禪の材料として需給されたことを物語っている。

伊勢地方は、『日本書紀』雄略天皇14年（470）の記録から、百済からの渡来人によって織物製織が始まった所である。したがって、木簡にあらわれた伊勢地方の絁織物製織や、どんぐり染色法は百済の製織技術と無関係ではなかったと考えられる。

美濃と伊勢地方は、奈良の東北方に位置する地域で、現在まで織物生産地として有名である。また、川と海に接しているという点から、織物生産地である扶余や公州と共通点が見出せる。これらの地域は、服飾律令にともなって都城内で需給される高級織物を生産する供給地として、国家的な次元で発展

した可能性が高い。正倉院に現存する平織りの絹が絁と分類されることや、平城京内から出土した絁織物の残片をとおして、都城内でよく用いられた絹織物の一種であったことを知ることができる。

5. 結論

以上、古代服飾制度成立期に出現する古代都城の織物名称と、現存する遺物を詳細に検討してきた。服飾制度の一要素として、織物は製織特性上の微妙な差異を有し、上下の区

平城京出土木簡に記録された伊勢地方の絁生産

○ 以大命符 牟射 廣足 等 椽煮遣絁冊匹之中伊勢絁十四大服煮今卅匹宮在絁十四并冊匹煮今急進 山方王
 出又林若翁帳内物万呂令持煮遣絁二匹急進出浄味片絁曾持罷
 ○ 御禪代帛絁易絁進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行
 大御物王子御物食土器无故此急進上 主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋 又太巫召進出附田辺史地主 五月十七日
 (尺) 又戸角弓田井百嶋不見 家令 家扶

515・43・46011 TC11

分が容易ではない。また、文献にあらわれる織物の名称は多様である。なかでも、服飾制度に関する文献記録と現存する遺物を通じ、高級織物として分類することのできるものには、紗、羅、錦、緇、繡、白氎布などがあり、各々の内容は以下のとおりである。

紗、羅織物は、高級織物で薄くて透ける素材である。服飾制度のなかでは、冠帽を製作する際に必ず使用されたことを知ることができる。薄くて透けるだけでなく、伸縮性が良いためである。広くみれば、東アジアの服飾制度成立期前後に流行した古代漆紗冠、漆紗籠冠の発達と流行とも密接に関わる高級織物であるといえる。

錦、綾織物もある。特に錦の製織は相当に古く、公会や出使時に着用される公式的な衣服の素材である。文献をとおして、錦織物でつくったズボン、帽子など衣服の種類を知ることができる。また、現存する遺物から、袍、裳、履物などの素材として使用されたことがわかる。製織方法が相当に複雑であるにもかかわらず活用度が高いということは、それだけ多く生産されていたことを意味する。特に錦織物の製織技術は、中国への輸出をおこない、製織技術を日本に伝えるほど優秀であったとみられる。統一新羅時代に至り、特産品として発展し西域にまで輸出するほどであった。

一方、綾織物はいち早く幾何学的文様構図の機織物として出現したが、綾織物に関する文献記録が登場するのは比較的遅い。遺物をもみても、その上限は6世紀後半頃である。綾織物の遺物をよくみると、窠文型式のように錦織物との類似性が発見され、華麗で高価な錦織物を補完して発展したのではないかと考えられる。

服飾制度からは確認されないが、文様のない絁織物のような平絹織物もまた、高級織物として各種衣服の表地と裏地に使用された。また、絁織物に夾纈、蠟纈（臘纈）の方法で纈染して文様を染め上げたりした。このことは、正倉院に残る絁織物である袍、袴などの服飾遺物をとおして確認することができる。古代の日本国内では、絁織物に文様を染色することによって高級織物を生産したと考えられる。これ以外にも、各種刺繡などを加えて織物の価値を高めたり、一部上流層では白氎布のようなインド産輸入織物を使用したりした。

高級織物は服飾制度成立以前から生産されたが、服飾制度の成立をとおして高級織物としての価値を確立させ、これを契機として都城内での需要が増加するようになったと考えられる。また、制度上は登場しないが、実際の生産において織物をつくる原糸の重さ、染料の量、織物の幅などの生産体系もまた、徹底的に整理・規格化していたであろう。

織物を織る機織の技術は、古代から現代にいたるまで中枢技術であったといえる。特に高級織物の生産および製織は都城隣近で行われたとみられ、製織技術と生産量もやはり国家的な次元において直接統制していたと考えられる。

註

- 1 『三国史記』卷十八 小獸林王三年「三年 始領律令」。
- 2 『三国史記』卷四 法興王七年「七年 春正月 領示律令 始制百官公服 朱紫之秩」。
- 3 山本孝文『三国時代 律令의 考古学的 研究』서울, 서경문화사, 2006年, pp.40-41。
- 4 『日本書紀』推古十一年十二月五日、「十二月戊申朔壬申 始行官位 大德・小德・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智・并以堂色純縫之 頂撮総如囊 而着縁焉 唯元日着髻花 十二年 春正月 戊戌朔 始賜官位於諸臣各有差」。
- 5 『日本書紀』大化三年 是年条。
- 6 『日本書紀』大化五年二月条。
- 7 『扶桑略記』第三 推古天皇上条。
- 8 최재석「고대 한일관계 연구의 기초시각」(『服飾』 제24호, 한국복식학회, 1995年)、p.9表3の日本の対外使節派遣国と派遣回数を参考にした。
- 9 完全な状態の織物とは、本来の類縁性と弾性(Resilience)を維持しているものを意味する。
- 10 錆によって覆われている(錆着)織物とは、金属に付着している織物をいい、金属の錆がしっかりと付着しており容易に分離しない。
- 11 奈良国立文化財研究所『平城京右京八条一坊十三・十四坪発掘調査報告』奈良国立文化財研究所学報第46冊、1989年、p.78。
- 12 板材の継ぎ目部分や結合を補完するため、麻織物を貼って漆を塗る。
- 13 안보연・박윤미・한승이「백제문화권 유적 출토직물 고찰」『考古織物Ⅱ-백제의 직물』국립부여문화재연구소, 2008年、p.64。
- 14 『説文』「羅以絲罽鳥也. 从网从維. 古者芒氏初作羅」。
- 15 『釈名』「积采帛」「羅 文羅疎也」。
- 16 심연옥『한국직물오천년』고대직물연구소출판부, 2002年、p.162。
- 17 박윤미『加耶古墳의 鏽着織物에 관한 연구』경상대학교 박사학위논문, 2002年、p.56、67、93、95。
- 18 권영숙・신경철・장현주「한국 고대 羅직물의 유형과 특성」『服飾』 제51권 제1호, 한국복식학회, 2001年、p.24。
대한불교조계종 불교중앙박물관 편저『불국사 석가탑 사리장엄구』불교중앙박물관, 2010年、pp.76-85。
- 19 国立扶余文化財研究所『陵山里』1998年、pp.388-392。
- 20 조효숙・김동건・이은진・전현실「직물의 종류와 제직 특성」『武寧王陵-출토 유물 분석보고서(I)』국립공주박물관, 2005年、p.143。
- 21 『新唐書』卷二十列伝 百濟「王服大袖紫袍 青錦袴 素皮带、烏革履 烏羅冠飾以金以金鬘. 羣臣絳衣 飾冠以銀鬘. 羣飾冠以銀鬘、禁民衣絳紫. 有文籍紀時月如華人」。
- 22 『国朝統五礼儀』儀補。
- 23 『新唐書』卷二十列伝 第一四五 東夷 高麗「王服五采 以白羅製冠、…(中略)…大臣青羅冠次絳羅、…(下略)」。
『隨書』卷八十一列伝 東夷 高麗「貴者冠用紫羅」。
『北史』卷九十四列伝 第八三 高麗「貴者其冠曰蘇骨多用紫羅为之」。
- 24 『新唐書』卷二十列伝 百濟「王服大裏紫袍 青錦袴 素皮带 烏革履 烏羅冠飾以金以金鬘. 羣臣絳衣 飾冠以銀鬘. 飾冠以銀鬘 禁民衣絳紫. 有文籍紀時月如華人」。
- 25 『三国史記』卷三三雜志 第二 色服「六頭品 幘頭用總羅純絹布…(中略)…五頭品 幘頭用羅

- 純絹布」、「半臂禁闕繡錦羅野草羅 袴禁闕繡錦羅總羅野草羅金尼…（中略）…短衣禁闕繡錦野草羅布紡羅總羅金銀尼纈…（下略）」。
- 26 川島織物研究所『羅技私考』川島織物研究所報告第4報、1960年、p.2。
- 27 『晋書』卷二五 志十五 輿服「武冠 一名武弁 一名大冠 一名繁冠 一名建冠 一名篋冠 即古之惠文冠。或曰趙惠。文王所造 因以為名。亦云 惠者蠅也 其冠文輕細如蟬翼 故名惠文」。
- 28 孫機「進賢冠与武弁大冠」『中国歴史博物館刊』 総13・14期、1989年。
孫機『中国古輿服論叢』文物出版社、2001年。
- 29 『宋史』輿服志。貂蟬冠またの名を籠巾というが、藤で編んで漆を塗っており、その模様は長方形で平巾幘のようであり、前面には銀花垂飾がある。
- 30 안보연・박윤미・한송이「백제문화권 유적 출토직물 고찰」（前掲註13）、p.27。
- 31 逆三角形冠飾枠は、最も古いもので舒川楸洞里遺跡から出土した遺物があるが、単一遺跡では扶余鹽倉里遺跡から13点が確認されている。現在までに発見された26点のうち、注目すべきは銀製冠飾とともに発見された扶余陵アングル古墳出土遺物と、昌王銘青銅舍利盆とともに出土した扶余王興寺址出土遺物である。
- 32 羅織物のなかには、絹以外に縹羅、布紡羅、苧苧羅など、麻織物を使用したものもある。
- 33 被葬者は、陵アングル古墳群において品階が高い貴族であったと推定される。
- 34 국립문화재연구소「미륵사지서탑 사리장엄 현장설명회 자료집 및 파워포인트 자료집、2009年
- 35 路甬祥総主編『中国伝統工芸全集：絲綢織染』鄭州、大象出版社、2005年、p.269。
- 36 許慎『説文解字』第八、帛部「錦：襄邑織文 從帛金声」。
- 37 劉熙『釈名』釈綵帛「錦 金也」。
- 38 『南史』卷七九 列伝 第六九 夷貊下 新羅「富貴者以錦繡雜采為帽 似中国胡公頭」。
- 39 『三国史記』卷一 奇異一「真徳王 真徳女王即位 自製太平歌 織錦為紋 命使往唐献之」。
- 40 『新唐書』卷二十 列伝 第一四五 東夷 新羅。
- 41 文化財管理局『武寧王陵』、1974年、p.99。1974年に発行された武寧王陵発掘報告書では、棺材表面に残存していた繊維組織についてのみ言及されている。
- 42 조효숙・김동진・이은진・전현실「직물의 종류와 제작 특성」（前掲註20）。
- 43 中国では漢代に使用された名称で、唐代以後では綾織物といい、明清代には「綢」といった。
- 44 이춘계『正倉院의 복식과 그 제작국』서울、일신사、1995年、p.72。
- 45 이춘계『正倉院의 복식과 그 제작국』（前掲註44）、p.84。
- 46 高級毛織物の種類には、ケ（계）、クユ（구유）、タブ（담）などもあるが文献にのみ伝わっているため、本稿では除外することとする。
- 47 高麗末に流入した綿花は、朝鮮前期に三南地方（嶺南、湖西、湖南地方をさす）を中心として栽培に成功したが、綿花栽培が一般化したのは17世紀中後半としてみている。
- 48 조효숙・김동진・이은진・전현실「직물의 종류와 제작 특성」（前掲註20）。
- 49 『翰苑』卷三 蕃夷部 高麗「魏牧後魏書東夷伝曰…而男子衣結錦鈴以金銀…高麗記云 其人亦造錦紫地纈文者為上 次有五色錦 次有雲布錦」。
- 50 『三国史記』卷二五 百濟本紀三「十八年、遣使朝魏…（中略）…所献錦布海物」。
- 51 『三国史記』卷一 奇異一「真徳王 真徳女王即位 自製太平歌 織錦為紋 命使往唐献之」。
- 52 『三国史記』卷十一 新羅本紀十一 景文王九年。
- 53 秦、漢織、呉織が中国人ではなく韓半島出身であることを指摘しているが、『新撰姓氏録』にやはり秦は波多公として記されており、波多は『三国史記』に記録された海曲県の旧名である波旦に由来があり、漢（あま）の本来の意味は韓国南部の六加耶のひとつである阿羅加耶にあり、呉織にお

- ける呉(くれ)は、高句麗に由来する言葉として説明している。曹圭和「韓国からのルーツに関する琉球餅の研究」『国際服飾学会誌』no.25、国際服飾学会、2004年、p.41。
- 54 『日本書紀』卷十 応神天皇十四年(238)「百濟王貢縫衣工女 曰真毛津 是今來目衣縫之始祖也」。
- 卷十四 雄略天皇七年(463)「錦部定安那錦、還自百濟 獻漢手人部 衣縫部 穴人部」。
- 55 『日本書紀』神功紀 仲哀帝九年。
- 56 『黒川眞頼全集 工芸志科徴』卷二の内容を再引用。羅と紗-あるいはこれらは穀綾ともいう。
- 57 10世紀以降には、織物品目がなくなったことも注目に値する。
- 58 『続日本紀』元明天皇二年。
- 59 『冊府元龜』九七一、外臣部 朝貢。

参考文献

- 국립부여박물관 『百濟人과 服飾』 2005年。
- 국립부여박물관 『백제증흥을 꿈꾸다 능산리사지』 2010年。
- 대한불교조계종 불교중앙박물관 編著 『불국사 석가탑 사리장엄구』 불교중앙박물관, 2010年。
- 심연옥 『한국직물오천년』 고대직물연구소출판부, 2002年。
- 전경수編 『사멸위기의 문화유산』 민속원, 2009年。
- 田濬新訳 『(完訳) 日本書紀』 일지사, 2006年。
- 今泉定介編集 『冠帽図会』 故実叢書編集部、吉川弘文館、1930年。
- 奈良国立博物館 『正倉院展』 便利堂、1967~2006年。
- 松本包夫 『正倉院裂と飛鳥天平の染織』 紫紅社、1984年。
- 권준희 『신라복식의 변천 연구』 서울대학교 대학원 박사학위논문, 2001年。
- 김문자 「삼국시대 관모 및 관식 유물 감정을 위한 기준 설정」 『服飾』 제58권 제5호、한국복식학회、2008年。
- 박순발 「百濟 '籠冠桶' 研究」 『百濟研究』 第48集、충남대학교 백제연구소、2008年。
- 안병찬·이경자 「금동신발 보존처리」 『보존과학연구』 제1집、서울역사박물관、2004年。
- 안보연 「東伝 연구문의 변천과정 연구」 『문화재』 국립문화재연구소、2007年。
- 안보연 「백제시대 유적출토 직물의 고고학적 고찰」 『百濟學報』 제2호、백제학회、2009年。
- 정광용·이수희·김경택 「서산 부장리 백제 금동관모의 제작기법 연구」 『文化財』 제39호、국립문화재연구소、2006年。
- 조희승 「평양락랑유적에서 드러난 고대비단에 대하여」 『조선고고연구』 제1호、사회과학원 고고학연구소、1996年。

한일 고대 도성의 고급 직물 생산과 사용
- 복식제도 성립기를 중심으로 -

안 보 연

요 지 고대 동아시아 문화권에서 복식제도는 령(令)으로 정해지는 것으로, 도성의 성립과 밀접해있다. 일반적으로 복식은 의복 종류에 따른 실루엣, 색채, 재질의 조합으로 완성되므로, 복식제도는 세 가지 요소에 대한 규정을 내용으로 한다. 제도면에서 살펴볼 때, 의복의 종류나 색채에 제한을 두는 것은 매우 명확하면서도 효과적인 방법으로 보인다. 이에 비해 직물은 그 종류가 다양하여 위계의 등분을 문란하게 할 가능성이 높다. 복식제도 중에서 직물에 대한 항목은 지나치게 생략되거나 혹은 복잡하게 다루고 있기도 하다. 그만큼 복식제도로써 직물의 종류를 엄격히 구분하는 것은 고차원적인 제재요소라고 할 수 있겠다. 한국과 일본에는 고대 도성 유적에서 확인된 여러 종류의 직물 유물이 전한다. 대부분은 마직물로, 복식은 물론 생활용품은 물론 산업용도에 걸쳐 전반적으로 사용된 보편적인 직물이다. 반면 무령왕릉, 수촌리 고분, 왕흥사지, 능산리, 천마총, 불국사 석가탑과 같은 유적에서는 금(錦), 능(綾), 라(羅), 사(紗) 및 자수편[繡]과 같은 고급 직물이 집중적으로 확인된다. 일본의 경우에도 쇼소인을 비롯하여 헤이조쿄, 고분유적에서 유사한 직물이 있다. 마직물과 대조적으로 관모, 식리, 과대, 환두대도와 같은 고급의 복식 위세품이나 사리장엄에서 발견되는 유물이라는 점은 주목할 만하다. 동시에 문헌에 등장하는 복식제도의 직물 명칭이기도 하다. 따라서 본 연구를 통해 한국과 일본의 고대 도성유적에서 확인된 유물과 문헌을 검토함으로써 복식제도의 성립과 도성 내 고급 직물 생산 및 사용에 관한 연관성을 찾고자 한다. 동시에 고대 도성 연구의 일면(一面)을 밝히고자 한다.

주제어 : 고대직물 복식제도

Production and Development of High Quality Textiles of Ancient Capital Cities of Korea and Japan - Focusing on the Costume System Establishing Time -

An, Bo-Yeon

Abstract: The costume system in the ancient East Asian cultural sphere was determined by decree, and it was closely related to the establishment of the capital city. In general, costume is completed by the combination of silhouette, color, and quality of the textile material. So the contents of the costume system is determined based on these three factors. From the viewpoint of the system, it is considered a very clear and effective way to give limitations to the kinds of dress and its colors. In comparison, there are various kinds in textiles, so this fact is more likely to disturb the division of high and low than the kinds of dress and color do. The items regarding textiles in the costume system have been omitted too much or dealt with in a too complex manner. It is a very sensitive part in the costume system, and it can be said to be a highly restricting factor to strictly classify the kinds of textile as a system. In Korea and Japan, there are many kind of relics that were found in ancient capital cities. Most of them are hemp cloth, which is a common cloth generally used for costume, daily living articles, and also goods of industrial use. In contrast, high-quality textiles such as compound weaves, twilled fabrics, fine gauze, and embroidery cloth are concentrated in the remains such as the royal tomb of King Muyeol, Suchonli Ancient Tomb, Wangheung Temple Site, Neungsanli, Cheonma Tomb, Bulguk Temple Seokgatap. Also in Japan, similar textiles were found in ancient tomb remains such as Shosoin and Heijokyo. It is noteworthy that these are the relics found in high quality authority costumes or Buddhist Relic Reliquaries such as official hats, shoes, belts, and swords with a ring pommel. These are also the textiles' names of costume system, which appeared in the literatures. This research is to explore the correlations of the costume system and the production of high-quality textiles of Korea and Japan, by examining the relics found in the remains of ancient capital cities of both countries and related literatures. And at the same time it is to clarify an aspect of researches on ancient capital cities.

Keywords: Ancient textile, the Costume System